

第112回定時株主総会招集ご通知に関するの インターネット開示事項

会社の体制および方針 連結株主資本等変動計算書 連結注記表 株主資本等変動計算書 個別注記表

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

山九株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sankyu.co.jp/>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

会社の体制および方針

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

1. 内部統制システム

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「倫理規程」「コンプライアンス規程」に則り、これらの遵守を図っている。
- ②取締役会については、「取締役会規程」によって適切な運営が確保されており、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて書面決議も含め随時開催している。取締役会では取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて公認会計士、弁護士等の意見を聴取し、法令及び定款違反行為の未然防止に努めている。また、当社は、監査役会設置会社であり、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行について監査を行っており、経営機能に対する監督強化に努めている。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告しその是正を図る。
- ③反社会的勢力に対しては、「倫理規程」において市民生活の秩序・安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる反社会的勢力・団体との関係を一切遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行つてはならない旨規定している。また、特殊暴力防止対策協議会に加入しており所轄警察署及び株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「情報管理基本規程」に基づき、当社のすべての情報の適切かつ円滑な保護、管理及び活用を図っている。また、同規程の下位規程である「文書管理規程」「電子情報管理規程」及び「稟議規程」に基づき保存及び管理について適切かつ確実に実施している。法定備置書類については、法令及び「文書管理規程」に定められた期間内は閲覧可能な状態を維持している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社が日常的に対象とする経営・品質、法的、事故・災害・地震・風水害、人権・個人、環境、ＩＴ情報、財務、海外・カントリーリスク等に係るリスク案件（関係会社を含む。）について「リスクマネジメント規程」に基づき各所管部署において潜在リスクを洗い出し、把握、評価して適切な対策を立て、報告または審議する必要があると判断される案件は、所定のレポートラインに従って経営企画部へ定期的に報告している。
- ②経営企画部に報告された各リスク案件で審議する必要があると判断されたものは、年２回、社長、代表取締役及び社長が指名した者により構成される経営会議で報告させ、総合的に対応策を検討している。特に、重要な案件については、取締役会に報告している。
- ③当社が会社の経営（関係会社を含む。）や役職員の危機に伴い、緊急の行動をとる事態が発生した場合には「クライシスマネジメント規程」に基づきその対応及び拡大を防止している。組織対応として代表取締役を本部長とする特別対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザーを加えた組織の下で迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努める体制を整えている。
- ④事業の継続が脅かされる緊急事態で特に地震等の自然災害については、発生時から復旧に向けての対策を織り込んだ「事業継続計画（ＢＣＰ）」を策定している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月１回定例に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っている。また、経営方針及び経営戦略等に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会が執行決定を行う。なお、監督と執行の分離を進め、取締役会による業務執行の監督機能強化及び意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入している。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「職責権限規程」「業務分掌」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めている。
- ③取締役会は、あらかじめ「稟議規程」を定めており、取締役会に付議しなくてよい事案については、権限委譲による効率的な業務を遂行している。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「倫理規程」をコンプライアンス行動規範とし、国の内外を問わず、すべての法律及び国際ルール及びその精神を遵守するために「コンプライアンス規程」を制定している。取締役会は、コンプライアンス体制を構築・維持し、コンプライアンスの実現確保を図っている。この体制を推進するために、代表取締役を委員長とするグループ全体を統括するコンプライアンス委員会を設置、また下部体制として各部門担当役員等を委員長とするコンプライアンスサブ委員会を設置し、推進体制の充実を図っている。また、環境に関するコンプライアンスを強化徹底させるため、「環境管理規程」に則り、環境保全の継続的な活動を推進している。
- ②当社及びグループの内部通報制度である「さんきゅうホットライン」を設置し、法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めている。
- ③コンプライアンスを徹底させるため役員・階層別・職種別研修会を実施している。
- ④内部監査に関しては、「監査規程」に則り、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門及び子会社についての業務・会計等の監査を実施している。内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役との連携を図っている。また、内部監査部は、社長直轄組織とし、より一層の監査強化を図っている。
- ⑤法律等が改正・変更になった場合には、法務部及び総務・CSR部が中心となり当社に関係がある内容について、規程の新規作成・改定、社内通達及びその徹底を図るための社内教育等の必要な施策を講じている。
- ⑥金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するため、内部統制基本方針を定め、この基本方針に基づく「内部統制規程」を制定し、財務報告に係る内部統制に関する体系を明確にするとともに、体制、責任者、実施内容等の基本項目を定めて適切な運用を図っている。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ全体として、業務の適正を確保するため、「関係会社管理運営規程」に則り、当社と関係会社が相互に協調することにより総合力を発揮している。経営管理においては、グループ経営の基本方針を定めるとともに、「関係会社管理運営規程」に従い、当社への決裁・報告制度を徹底する。必要に応じてモニタリングも実施する。また、関係会社社長会議を開催し、情報交換や情報共有化を図っている。
- ②子会社との情報交換、人事交流をはじめ、子会社との連携体制を確立している。
- ③子会社が当社からの経営管理や経営指導内容に背き法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認めた当社責任者（コンプライアンス統括責任者を含む。）は、速やかに各所管部署に報告し是正を求めるとともに、コンプライアンス委員会及び監査役（子会社と当社）に報告する。
また、双方の監査役は意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。

- ④当社の経営管理や経営指導内容が、法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認めた責任者（コンプライアンス統括責任者を含む。）は、コンプライアンス委員会及び監査役（当社と子会社）に報告し是正を求める。また、双方の監査役は、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。
- ⑤内部通報制度をグループ会社全体を対象とした制度として位置付け、適切な運営を行っている。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会から補助すべき使用人の配置要請があった場合は、その人選については、監査役会と協議の上、同意を得て配置することとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助すべき使用人を配置する場合は、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の業務遂行は、監査役の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人に係る人事異動・人事評価・懲戒処分等は監査役会の同意を得なければならないものとする。

(9) 監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

- a.取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしなければならない。
- b.監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び使用人から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。
- c.内部通報制度を通じて得た法令違反その他コンプライアンス上の問題は、監査役へ報告を行う。

②子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしなければならない。

(10)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告者や内部通報者に対しては、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

また、監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合の費用については、会社に請求することができる。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①内部監査部が行う内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役監査の実効性を高めるとともに必要に応じて、監査役は、公認会計士、弁護士等の外部専門家の意見を聴取して監査の実効性を確保する。
- ②監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンス規程に従い、グループ全体を統括するコンプライアンス委員会、その下部組織として各事業本部および各エリア等にコンプライアンスサブ委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の強化を図っております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスに関する重要事項等の審議および事前に開催したコンプライアンスサブ委員会の報告事項等の報告を行いました。

(2) リスク管理体制

リスクマネジメント規程に従い、各所管部署において潜在リスクを洗い出し、必要があると判断された案件については、経営会議において年2回報告し、総合的に対応策を検討いたしました。

また、事業継続計画（BCP）を策定しており、その周知および実効性の向上を図るため、大規模地震を想定した全社防災訓練を実施いたしました。

(3) 取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役16名で構成されており、取締役会規程に従い適切に運営されております。当事業年度においては、15回開催され、重要事項の決定および取締役相互の業務執行状況の監督等を行いました。

(4) 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、当事業年度においては、14回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議および決議を行いました。

また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や、代表取締役との定期的な会合、内部監査部との情報交換等により、監査の実効性の確保に努めております。

(5) 内部監査の実施

監査規程に従い、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門および子会社についての業務・会計等の監査を実施いたしました。内部監査の結果は、監査担当役員の承認を得て、年2回定期的に取締役会に報告しております。また、監査役にも報告し、監査役との連携を図っております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年 4 月 1 日
至 2021年 3 月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	28,619	12,916	179,378	△8,769	212,145
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△6,050	—	△6,050
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	23,540	—	23,540
自己株式の取得	—	—	—	△5	△5
土地再評価差額金の取崩額	—	—	10	—	10
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	281	—	—	281
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	281	17,500	△5	17,777
当期末残高	28,619	13,197	196,879	△8,774	229,922

	その他の包括利益累計額						非 支 配 株主持分	純資産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,250	△1	△511	△3,733	217	△777	2,836	214,204
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△6,050
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	23,540
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△5
土地再評価差額金の取崩額	—	—	—	—	—	—	—	10
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	281
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,106	5	△10	△2,250	2,927	5,778	△724	5,054
連結会計年度中の変動額合計	5,106	5	△10	△2,250	2,927	5,778	△724	22,831
当期末残高	8,357	4	△522	△5,983	3,145	5,001	2,112	237,035

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表 (自 2020年 4 月 1 日) (至 2021年 3 月31日)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 56社
主要な連結子会社の名称

(株)山九海陸

山九重機工(株)

(株)スリーエス・サンキュウ

山九プラントテクノ(株)

日本工業検査(株)

(株)インフォセンス

Sankyu (Singapore) Pte.Ltd.

P.T.Sankyu Indonesia International

Sankyu S/A

前連結会計年度末において、連結子会社であった中央テクノ(株)は、山九プラントテクノ(株)を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

日合工業(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1 社

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

(関連会社)

サンネット物流(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(関連会社)

協和海運(株)、(株)沖永開発

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、次の29社の事業年度の末日は12月31日であります。

Sankyu (Singapore) Pte.Ltd.

P.T.Sankyu Indonesia International

Sankyu S/A

上海経貿山九儲運有限公司 他 海外連結子会社 25社

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間

に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ①時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ②時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ①未成作業支出金 個別法による原価法

- ②その他のたな卸資産 主として先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 (リース資産を除く)

a 建物 主として定額法

b その他の有形固定資産 主として定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物15年～50年、機械装置5年～17年となっております。

- ②無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) で償却しております。

- ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(5) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ④工事損失引当金

受注工事の将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未成工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

- ⑤完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、完成工事に係る補償見積額を計上しております。

- ⑥役員退職慰労引当金

連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。
- (8) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。
- (9) ヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|----------|----------|
| a. ヘッジ手段 | 金利スワップ取引 |
| ヘッジ対象 | 借入金 |
| b. ヘッジ手段 | 為替予約 |
| ヘッジ対象 | 外貨建金銭債務 |
- ③ヘッジ方針
当社の内部管理基準である「金利スワップ実行管理基準」及び「為替予約実行管理基準」に基づき、金利変動リスク及び為替相場変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
比率分析によっております。
- (10) のれんの償却方法及び償却期間
5～10年間で均等償却しております。
- (11) 消費税等の会計処理の方法
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(重要な会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 見積りの内容

機工事業における工事進行基準による収益認識

2. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

機工事業における売上高

193,075百万円

機工事業における受取手形及び売掛金

24,431百万円

3. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事原価総額は、契約ごとの実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映しております。ただし、外注価格および資機材価格の高騰、手直し等による施工中の追加費用の発生など想定外の事象により工事原価総額が増減した場合は、当社グループの業績を変動させる可能性があります。特に過去類似の作業実績がない案件については、工事等の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

進行基準を適用した機工事業の工事のうち、当連結会計年度末の未完成工事の各金額は次のとおりであります。

未完成工事の実行予算売上高

128,332百万円

未完成工事の当連結会計年度に計上した見積売上高

45,827百万円

未完成工事の翌連結会計年度以降に計上される売上高

70,484百万円

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|------------------------|------------|
| 1. その他のたな卸資産 | |
| 販売用不動産 | 7百万円 |
| 貯蔵品 | 2,001百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 187,792百万円 |
| 3. 保証債務 | |
| 従業員及び関係先等の銀行借入他に対する保証額 | 864百万円 |
| 4. 手形債権流動化に伴う買戻し義務額 | |
| 買戻し義務額 | 65百万円 |
| 5. 土地の再評価 | |

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△7,805百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式	65,215,606	—	—	65,215,606
自己株式			—	
普通株式	4,713,443	1,326	—	4,714,769

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 1,326株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,025	50.00	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	3,025	50.00	2020年9月30日	2020年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,630	利益剰余金	60.00	2021年3月31日	2021年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。資金調達についてはグループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用を図る一方、必要な資金を効率的に調達することとし、主に銀行借入やコマーシャル・ペーパー及び社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施しており、支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価 （*）	差 額
(1) 現金及び預金	36,619	36,619	－
(2) 受取手形及び売掛金	187,890	187,890	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	20,091	20,091	－
(4) 支払手形及び買掛金	(72,385)	(72,385)	－
(5) 短期借入金	(8,042)	(8,042)	－
(6) 未払法人税等	(6,698)	(6,698)	－
(7) 社債	(25,000)	(24,979)	△20
(8) 長期借入金	(14,026)	(14,023)	△3
(9) リース債務	(8,360)	(8,244)	△116
(10) デリバティブ取引	8	8	－

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所等の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、1年以内に返済される長期借入金（3,755百万円）は長期借入金に含めております。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金及び (9) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

- 2 非上場株式等（連結貸借対照表計上額(5,218百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

借地上の建物の不動産賃貸借契約等に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年～50年と見積り、割引率は主として2.23%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,335百万円
時の経過による調整額	32百万円
その他増減額（△は減少）	△3百万円
期末残高	2,363百万円

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,882円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 389円09銭 |

(重要な後発事象)

自己株式の取得および消却

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、および会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議をいたしました。

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

株主還元の強化および経営環境の変化に対応した機動的な資本施策遂行のため。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 250万株(上限) |
| | (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.13%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2021年5月11日から2021年10月29日 |
| (5) 取得方法 | 取引一任契約に基づく市場買付 |

3. 自己株式の消却の内容

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 2021年5月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得の終了時点に |
| | おける当社の発行済株式総数の5%に相当する数を超える自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日 | 2021年11月15日 |

株主資本等変動計算書 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										株主 資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己 株式		
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利 益 剰余金 合 計	
						固定資産 圧 縮 積 立 金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金			
当期首残高	28,619	11,936	461	12,397	310	942	86,400	19,371	107,024	△8,769	139,272
事業年度中の変動額											
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	12,500	△12,500	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△6,050	△6,050	—	△6,050
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	19,520	19,520	—	19,520
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△5	△5
固定資産圧縮積立金 の取崩	—	—	—	—	—	△8	—	8	—	—	—
土地再評価差額金 の取崩	—	—	—	—	—	—	—	10	10	—	10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△8	12,500	989	13,481	△5	13,475
当期末残高	28,619	11,936	461	12,397	310	933	98,900	20,361	120,505	△8,774	152,748

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,915	△1	△511	2,402	141,675
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△6,050
当期純利益	—	—	—	—	19,520
自己株式の取得	—	—	—	—	△5
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,997	5	△10	3,992	3,992
事業年度中の変動額合計	3,997	5	△10	3,992	17,468
当期末残高	6,913	4	△522	6,395	159,143

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（重要な会計方針に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - （1）子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - （2）その他有価証券
 - ①時価のあるもの 期末日の市場価格等による時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ②時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - （1）未成作業支出金 個別法による原価法
 - （2）その他のたな卸資産 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - （1）有形固定資産（リース資産を除く）
 - ①建物 定額法
 - ②その他の有形固定資産 主として定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物15年～50年、機械装置5年～17年となっております。
 - （2）無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。
 - （3）リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
 - （1）貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - （2）賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - （3）役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - （4）完成工事補償引当金
完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、完成工事に係る補償見積額を計上しております。
 - （5）退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ②数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。
8. ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|----------|
| ①ヘッジ手段 | 金利スワップ取引 |
| ヘッジ対象 | 借入金 |
| ②ヘッジ手段 | 為替予約 |
| ヘッジ対象 | 外貨建金銭債務 |
- (3) ヘッジ方針
当社の内部管理基準である「金利スワップ実行管理基準」及び「為替予約実行管理基準」に基づき、金利変動リスク及び為替相場変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
比率分析によっております。
9. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
10. 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に(重要な会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

2. 損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」に区分掲記しておりました「為替差損」(前事業年度264百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「営業外費用」の「その他」に含まれる「為替差損」は28百万円であります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 見積りの内容

機工事業における工事進行基準による収益認識

2. 当事業年度の計算書類に計上した金額

機 工 事 業 に お け る 売 上 高 150,807百万円

機 工 事 業 に お け る 売 掛 金 21,118百万円

3. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

上記の金額の算出方法は、連結注記表「重要な会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. その他のたな卸資産

販 売 用 不 動 産 7百万円

貯 蔵 品 1,780百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 140,567百万円

3. 関係会社に対する金銭債権

短 期 金 銭 債 権 3,010百万円

4. 関係会社に対する金銭債務

短 期 金 銭 債 務 59,369百万円

5. 保証債務

従業員及び関係会社等の銀行借入他に対する保証額 1,946百万円

6. 手形債権流動化に伴う買戻し義務額

買戻し義務額 65百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売 上 高 5,116百万円

仕 入 高 62,428百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額 3,868百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	4,713,443	1,326	—	4,714,769

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取による増加 1,326株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	6,180百万円
賞与引当金	2,373百万円
有価証券評価損	1,672百万円
資産除去債務	710百万円
賞与引当金にかかる社会保険料	389百万円
減損損失	318百万円
ゴルフ会員権評価損	253百万円
貸倒引当金	145百万円
その他	1,042百万円
繰延税金資産小計	13,087百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,439百万円
繰延税金資産合計	10,647百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,420百万円
資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額	△197百万円
その他	△411百万円
繰延税金負債合計	△3,029百万円
繰延税金資産の純額	7,617百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率との間の差異の原因となった

主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.5%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
住民税均等割額	0.8%
税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率	30.3%

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	摂陽倉庫(株)	当社代表取締役中村公一及びその近親者が100%を所有しております。	設備の賃借	営業取引 (設備の賃借)	73	—	—

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

設備の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて、毎期交渉の上、契約により金額を決定しております。

(注2) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっているため、取引金額には消費税等を含んでおりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,630円44銭
2. 1株当たり当期純利益	322円65銭

(重要な後発事象)

自己株式の取得および消却

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、および会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議をいたしました。

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

株主還元の強化および経営環境の変化に対応した機動的な資本施策遂行のため。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数 250万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.13%)
- (3) 株式の取得価額の総額 100億円(上限)
- (4) 取得期間 2021年5月11日から2021年10月29日
- (5) 取得方法 取引一任契約に基づく市場買付

3. 自己株式の消却の内容

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 2021年5月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得の終了時点における当社の発行済株式総数の5%に相当する数を超える自己株式の全株式数
- (3) 消却予定日 2021年11月15日